

第3号被保険者不整合記録問題対策の 対象者の整理について

1. 対象者の類型

(1) 現在の状況による区分

裁定(年金の支給決定)を受けているかで大きく分けると、「被保険者」と「受給者」とに分けられる。

- 被保険者であり、将来、一定年齢に達した時に年金を請求する者
- 既に裁定を受けている年金受給者

(2) 記録や受給している年金の状況による区分

被保険者・受給者それぞれについて、現時点で不整合記録が訂正されているかで状況が異なる。

○ 被保険者

- ・ 一時的には不整合状態が生じたものの、年金相談等の際に配偶者記録と突き合わせる事等により不整合が判明し、遡って第1号被保険者期間(未納期間)に既に訂正済みの者
- ・ 現在も、不整合であることが判明せず3号期間のままで未訂正の者

○ 受給者

- ・ 一時的には不整合状態が生じたものの、裁定時等に配偶者記録と突き合わせる事等により不整合が判明し、遡って第1号被保険者期間に既に訂正済みであり、現在、その期間を未納期間として算定した年金額(本来の額)を受給している者
- ・ 裁定時にも不整合が判明することなく、不整合期間を第3号被保険者期間(納付済期間)のまま未訂正であり、本来より高い年金額を受給している者

※1 いわゆる「運用3号」の取扱いを受けた者は、裁定時に不整合が判明したが、本来より高い年金額を受給することとなる。

※2 正しく訂正したことで、受給資格期間(25年)を満たせなくなった者が存在することも考えられる。

2. 不整合記録の生じた契機・背景

(1) 不整合記録(届出漏れ)が生じた契機

- 大きく分けると、
 - ・ 配偶者である第2号被保険者とその資格を喪失したことに伴い、本人が、第3号被保険者でなくなったケース
 - ・ 第3号被保険者本人の年収が基準額以上となるなど、被扶養配偶者でなくなることで、第3号被保険者でなくなったケース
- とがある。

(2) 不整合記録が生じた背景

- 昭和61年4月の制度発足以来、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更については、本人に届出義務がある。
 - ※ 平成14年から、第3号被保険者となる際については、配偶者の事業主経由で届出することとされている。
- ただし、被保険者資格自体は、届出の有無とは関係なく、客観的な要件に基づいて決まるものである。このため、「本来は1号に変わっているのに、届出がないので、記録は3号のままである」という状態が生じていた。
- 一方で旧社会保険庁は、配偶者が第2号被保険者でなくなったことの情報や、本人が被扶養配偶者を外れたことの情報に基づき、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る届出勧奨を一定程度は実施していたが、平成17年度に職権による種別変更を開始するまでは勧奨状を送付するにとどまり、勧奨状を送付しても届出を行わない者に対しては、それ以上の取組を行っていなかった。
 - また、裁定の際に不整合記録を見過ごしたケースがあり、この場合には、その記録(第3号被保険者期間)のままで年金を支給していた。

特別措置の対象となる類型

